導入促進基本計画

1　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

幌延町の人口は、昭和 35 年の 7,438 人をピークに減少を続け、令和５年４月１日時点の住民基本台帳における人口は 2,160 人となっている。

年齢階層別にみると、人口の減少とともに高齢化と生産年齢人口の減少が進んでいる。高齢人口（65 歳以上）は、平成２年の 433 人（構成比 13.0%）が令和５年には 669 人（構成比 30.9%）と増加しており、生産年齢人口においては、平成２年の 2,222 人（構成比 66.8%）が令和５年には、1,235 人（構成比 57.2%）と減少している。

幌延町の産業構造は、生乳生産を主体とする酪農業が主であり、その他建設業、サービス業、小売業、飲食店及び運輸・通信業等で構成されている。町内事業者のほとんどが中小企業であり、その多くが人口減少による消費低迷や人手不足、経営者の高齢化に伴う後継者不足等により依然厳しい状況が続いている。

このような中、町独自の取組みとして町内事業者に対し、様々な補助制度を創設し支援しているが、更なる地域経済の維持・発展のためには、中小企業の経営基盤の強化や技術力と労働生産性の向上を図る必要がある。

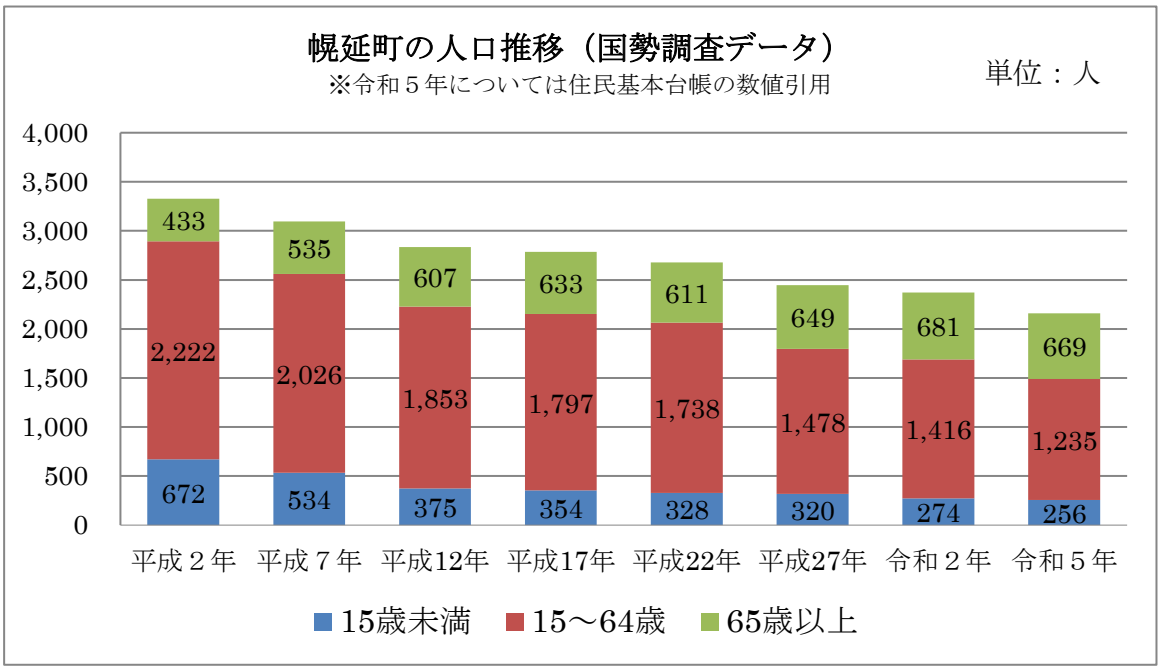

（２）目標

幌延町では、中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、町内事業者等の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に２件程度の

先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

本計画において対象とする先端設備の種類については、町内企業等の労働生産性の向上に資する幅広い取組を支援する必要があることから、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項で定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

本計画において対象となる地域は、広く町内企業等の生産性向上を実現する観点から、町内全域を対象とする。

（２）対象業種・事業

本計画において対象とする業種については、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、ＩＴ導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象とする事業については、労働生産性が年率３％以上に資すると見込まれる事業全てとする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

令和７年４月１日～令和９年３月３１日までの２年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①　雇用の安定的な確保に配慮するため、人員削減を目的とした取組については、先端設備等導入計画の認定対象としない。

②　公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定対象としない。

③　町税等を滞納している者は、先端設備等導入計画の認定対象としない。